

東近江市地区計画の案の作成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市地区計画の案の作成に関する条例（平成17年東近江市条例第204号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見書の提出)

第2条 条例第4条第1項の規定に基づき意見書を提出しようとする者は、地区計画の原案に関する意見書（様式第1号）により行うものとする。

(申出方法)

第3条 条例第5条第1項の規定により地区計画等の原案を申し出る者は、地区計画原案申出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺10,000分の1）
- (2) 地区計画の区域図（縮尺2,500分の1）
- (3) 現況図（縮尺500分の1以上）
- (4) 土地利用計画図（縮尺500分の1以上）
- (5) 区域内の公図の写し
- (6) 区域内の土地所有者等一覧表
- (7) 同意書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

地区計画の原案に関する意見書

年 月 日

東近江市長 様

提出者 住 所
氏 名 ④
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

東近江市地区計画の案の作成に関する条例第4条第1項の規定により、意見書を提出します。

地区計画の名称		
権利を有する土地	所在・地番	
	権利の種類	
	面 積	
意見の要旨		
理由（具体的に）		

地区計画原案申出書

年 月 日

東近江市長 様

申出人 住 所
氏 名 ⑥
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

東近江市地区計画の案の作成に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 地区計画の名称		
2. 地区計画の位置		
3. 地区計画の区域面積	実測	m ² (公簿 m ²)
4. 地区計画の目標		
5. 区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	(別紙1のとおり)
	地区施設の整備方針	
	建築物等の整備方針	
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	
6. 地区整備計画	地区施設等に関する事項	(別紙2のとおり)
	建築物等に関する事項	
	土地利用に関する事項	
備 考		

【別紙 1】

5 区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	
	地区施設の整備方針	
	建築物等の整備方針	
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	

【別紙2】

6 地 区 整 備 計 画	地区施設等に関する事項	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限
		容積率の最高限度
		建ぺい率の最高限度
		敷地面積の最低限度
		壁面の位置の制限
		建築物等の高さの最高限度
		日影規制・北側斜線
		建築物の形態、意匠の制限
		垣、柵の構造の制限
緑化率の最低限度		
土地利用に関する事項		

様式第3号（第3条関係）

同 意 書

東近江市地区計画の案の作成に関する条例第5条第1項の規定に基づく地区計画の原案申出に同意します。

番号	土地又は建物の所在地	権利の種別	土地の面積(m ²)	土地所有者等		印
				住 所	氏 名	

備考

- 1 権利の種別は、所有権、賃借権等の別を記入してください。
- 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。
- 3 印鑑は、実印によるものとし、印鑑登録証明書を添付してください。